

あなたの街に障害のある方で支援の届いていない方（潜在的要支援者）、
障害のある方のご家族で支援を必要としている方はいませんか？



障害のある方がその人らしく暮らし続けることができる地域に

■ 導入

潜在的要支援者とは、支援を必要としているもしくは支援が必要な状態なのに、支援を受けられていない方をいいます。

このような潜在的要支援者の存在は、普段から交流のある人が、“そう言えば…”と気づくこともあるれば、全国各地で行政的な取り組みとして見守りや支援につなげているところもあります。

あなたの街では、そのような方たちをどのように把握し、どのように支援していますか？



■ 潜在的要支援者の問題に、関心を向けてみませんか

障害があり支援が必要なのに、支援につながっていない背景は、人それぞれです。

たとえば…

- 相談に行けない(家から出られない、困っているけどどうしたらいいのかわからない)
- 相談することが不安(迷惑をかけてしまうかもしれない、人に知られたくない)
- 支援を受けたくない(自分の子どものことは自分が一番知っていて他の人に任せられない、まだ家族でなんとかできると思っている…)

しかし、このままの状態が続くと…

- 地域の中で果たすことができた役割が、奪われたままとなってしまう
- 親が高齢になってから、衰弱した状態で発見される
- 体調を崩すか、犯罪に巻きこまれるなどにより、病院や警察で発見される
- サービスが必要な時でも使うことを嫌がる
- 家族も疲れてしまい、虐待のリスクが高まる
- 災害等の緊急事態発生時に、発見や対応が遅れてしまう　など

により、地域での生活の継続が困難に…

自分の地域の住民が、このような深刻な状態になることを心配している行政機関の職員は全国に沢山います。しかし、一歩踏み出し、いつ・どこで・誰と支援を始めたら良いのか、モデルになる実践を見聞きする機会が少ないので現状です。

そこで、私たちは、いくつかの地域を訪問し、モデルとなる実践を調べてきましたので、そのエッセンスを紹介します。

■ 行政機関は、潜在的要支援者の把握ができます

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、発達障害者支援法、障害者基本法、障害者総合支援法などに、その根拠があります。

具体的には…

- 障害のある方や、支援を必要としている家族を発見すること
- 見守りを続けながら、地域住民や行政機関とよい関係を作る支援を行うこと
- サービスの利用方法や内容を必要に応じて紹介し、相談を行うこと など

です。

しかし、潜在的要支援者の現状把握ができる自治体は、平成30年度時点で1,741自治体中、約2割であることが私たちの調査で分かっています(図1)。

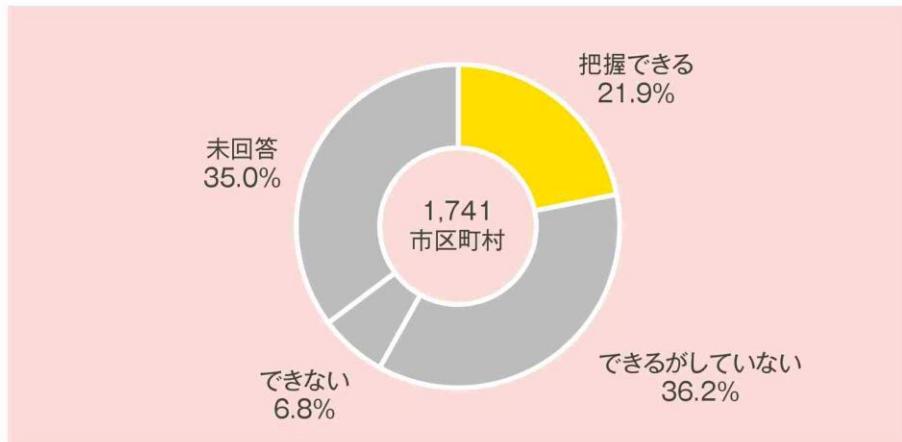


図1 潜在的要支援者の現状把握ができる自治体の割合

出典:「重度障害者等の地域生活における潜在的な要支援状況に対する市区町村担当者による現状把握の実際」国立のぞみの園紀要第12号(2018)

■ 障害者の潜在的要支援者を把握・支援の方法

障害者の潜在的要支援者を把握・支援のためには、大きく2つのステップが必要です。

STEP1 リストアップ

障害者手帳を所持している住民のうち、現在、福祉サービス等を利用していない住民をリストアップする。たとえば、

- 行政機関が保有する「障害者手帳所持者」と「福祉サービス等利用状況」のデータを突合する。
- 「障害福祉計画の見直し」や「地域生活支援拠点の整備」の機会を捉えた調査を行う。
- 住民や民生委員、病院、ケアマネジャー、教育機関、地域包括支援センター等からの情報提供を、庁内で共有する。

事例1

“地域生活を継続するうえでの困りごとを、自ら発信することが難しい住民”とはどういう人なのか、気づいた場合は誰に伝えれば良いのかを、下記のような「ガイドライン」としてまとめ、福祉事業者だけでなく、学校や病院、民生委員等に配布し、支援が必要な障害者の早期発見・早期介入に努めている地域がありました。

ガイドライン		キーワード	連携先
1	自傷・他害・犯罪・失踪等のおそれがある方	いのち 触法	医療機関 司法・警察
2	医療的ケア度が特に高く緊急時にはあらゆる関係機関との連携体制の構築が必要と思われる方	医療的ケア	医療機関
3	障害に起因して、経済的な困窮状態になっている方及びそのおそれのある方	生活困窮	生活就労支援センター
4	頻繁な入退院や救急搬送を繰り返し生活が落ち着かない方	生活環境	医療機関 消防署
5	災害時一人では安全に避難できず配慮や支援が必要な方（避難行動要支援者名簿の対象者）	災害時避難支援	福祉課
6	高齢の家族が介護者となっており、介護者の有事の際には今までの生活が継続できないと想定される方	8050	地域包括支援センター
7	独居または主たる介護者が家族のみで、社会とのつながりが希薄な方	ひきこもり 不登校	民生委員 学校

ガイドラインを病院に配布した翌日に、病院から「ガイドラインに該当する人がいる」との連絡が相談支援事業所に入り、早期発見・早期介入につながったこともあったそうです。

STEP2 訪問

リストアップされた住民全員の訪問を、優先順位を決めて保健師や福祉課担当職員、相談支援事業所職員等が実施する。たとえば、

- 重度の判定を受けている方から訪問を始める。
- 家族にも障害がある家庭から訪問を始める。

事例2

過去の経験から、行政や福祉事業所に対し不信感を抱いている家庭を訪問するにあたり、まずは、手紙でコンタクトをとつてから、丁寧に時間をかけて、ゆっくり距離を縮めている市区町村がありました。

本人は40代で最重度の知的障害があり、父、母と3人で暮らしている。父は60代後半に糖尿病で、母は60代後半に脳動脈瘤で入院経験がある。本人は約10年前ころに市内の作業所を退所して以降は、福祉サービスの利用はない。母は作業所で本人が度重なる嫌がらせを受けたため、もう二度と行かせたくないと思っている。そしてその頃より、作業所や行政の対応に不信感を持ったままである。医療の介入に関しても、“薬漬けにされて本人の自由が奪われる”という母の思いから、拒んでいる。

平成30年ころに、市の福祉課から手書きの手紙を発送。手紙の内容は、「地域生活支援拠点の整備に係る実態調査」として、本人に会いたいといった趣旨の文面を綴る。作業所や市に対する不信感がかなり強い様子だったので、少しでも心を開いてくれればとの思いであえて手書きで手紙を作成した。

手紙を発送してから1か月後に母から福祉課に電話が入る。自宅を訪問してもよいとの連絡だった。

家庭訪問時、相談支援事業所の職員に相談することを提案するが、父は「支援者の訪問は受けたくない」「どんなに良い担当者がいても結局は施設側がどう対応するかだ。本人の立場に立った施設が見つからなければ意味がない」と否定的。母は「専門的なアドバイスをくれる人がいるのはありがたい」と理解を示した。両親ともに「親なき後」のことを心配しており、社会とのかかわりを持てなくなってしまい情報が入ってこないことに不安を感じている状況であることがわかった。

その後家庭訪問を繰り返すうちに、訪問日の要望が聞かれたり、最近の様子を自ら話してくれたりするようになっていった。

■ 潜在化しにくい街のつくり方

潜在的要支援者を把握することは、住み心地のよい街をつくる上でとても大切な取り組みです。

しかし、潜在化させない・潜在化しにくい街をつくることも、重要な取り組みです。

市区町村における「行政計画への記載」と「具体的な相談支援体制づくり」

ある市区町村では、これまでに発見することができた潜在的要支援者との面談や訪問をとおして得た情報を活かし、行政計画の見直しや相談支援体制の整備を進めています。

(1) 行政計画への記載

潜在的要支援者に対し、全ての施策を総動員して解決に当たる仕組みを作るためには、地域福祉計画への記載が「広く取り組む」体制をつくりやすいと判断し、地域福祉計画に次のように記載しています。

制度の狭間の人に対する分野横断的な支援

障害者手帳を持ちながら、何ら支援を受けていない「潜在的要支援者等に対して、関係機関が連携して支援を行う。

(2) 具体的な相談支援体制づくり

① 相談窓口の重層化

- － 市民に「身近な」窓口での相談（市窓口、民生児童委員等を想定）
- － 多様で「継続的な」各種支援の「一体的」相談支援（社会福祉協議会の地域づくりを想定）
- － 危機対応・専門性の高い「断らない」相談支援（福祉事務所の専門職を集約）



図2 相談窓口の重層化のイメージ

② 様々な分野の施策を複合的に

- 子ども、家庭、障害者、自殺対策、DV、ひきこもりなど専門性の高い相談を行う
- 令和2年4月1日から機構改革をおこない、子ども家庭障害者支援センターなどを設置

③ 行政と地域の役割の再構築

- 行政でしか出来ないことを明確化した上で、社会福祉協議会が行う「地域づくり」の取り組みに組み込むなど、地域で広く取り組む仕組みをつくる

目指すのは、

- ・住み心地の良い地域で、みんなと同じく自分らしい人生をおくりたい…
 - ・「この街で暮らせてよかったです」そんな街であり続けたい…
- 一人ひとりの気づき・温かいまなざしが、今こそ求められています。

参考文献

- ・重度障害者等の地域生活における潜在的な要支援者に対する市区町村担当者による現状把握と支援の実施促進のための手引き,国立のぞみの園(2018)
- ・潜在的な要支援状況に対する協議会による現状把握,国立のぞみの園(2019)

作成者 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2
TEL 027-325-1501(代表) FAX 027-327-7628(代表)

デザイン・印刷 製本 やどかり印刷

※ 本リーフレットは、公益財団法人明治安田こころの健康財団研究助成をいただき作成いたしました。

※ 本リーフレットの内容を引用・転載する場合には、出典を記載してください。